建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和８年 10 月１日～12 月 31 日）

Safety First！　『安全は何よりも優先する』

安　全　宣　言

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会　社　名

代　表　者

現場代理人

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における７月末現在（速報値）の死亡者数は７人と前年同期の９人と比べ２人減少しており、死傷者数は 363 人と前年同期に比べ 27 人減少しています。

建設業の死亡者数は、過去５年間の同時期における平均人数を下回り、例年よりも少ない状況ですが、全体の３割を占め、依然として業種別では最多となっています。

また、北海道における建設業の死亡労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、過去５年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1　取 組 期 間: 令和８年 10 月１日～12 月 31 日(建設安全週間：10 月 25 日～10 月 31 日)
2　主　唱　者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
3　協　賛　者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会
4　実　施　者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場が取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

ア リスクアセスメントの実施
イ 開口部の養生、危険箇所の表示
ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
オ 作業主任者の選任、職務の励行
カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機等災害防止対策

ア 車両系建設機械
(ｱ) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
(ｲ) 立入禁止区域の明確化
(ｳ) 誘導者の配置による転落・接触防止
(ｴ) 主たる用途以外の使用制限
イ 移動式クレーン
(ｱ) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、作業従事者の配置及び指揮の系統）
(ｲ) 過負荷の制限
(ｳ) アウトリガーの最大張出
(ｴ) 適正な玉掛用具の使用
(ｵ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊
(ｱ) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
(ｲ) 作業開始前の地山の点検
(ｳ) 作業主任者の直接指揮
(ｴ) 作業手順に基づく安全作業
(ｵ) 現場責任者による巡視・点検の励行
イ 構築物・仮設物等の倒壊
(ｱ) 作業計画の作成
(ｲ) 作業手順の確立
(ｳ) 避難場所の確保
(ｴ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

ア 路面状況にあった安全な速度での走行
イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
(ｱ) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
(ｲ) 交通誘導者の配置
(ｳ) バリケードの設置
ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
カ 過労運転の防止
キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

有害物による中毒等予防対策

ア 一酸化炭素
(ｱ) 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
(ｲ) リスクアセスメントの実施
イ 化学物質
(ｱ) ＳＤＳ（安全データーシート）を活用したリスクアセスメントの実施
(ｲ) 呼吸用保護具、不浸透性保護具の使用
(ｳ) 換気装置の使用
(ｴ) 作業主任者、化学物質管理責任者、保護具着用管理責任者の選任、職務の励行
ウ 酸欠・硫化水素
(ｱ) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
(ｲ) 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
(ｳ) 作業主任者の選任、職務の励行
(ｴ) 安全衛生教育の実施
(ｵ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

ア 火気の取扱い管理の徹底
イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

(R8.９)

「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。
【掲載場所】ホーム＞各種法令・制度・手続き＞安全衛生関係＞労働災害防止について＞業種別の労働災害防止について＞建設業の労働災害防止対策等について

建設工事追い込み期労働災害防止運動

令和８年 10 月１日～12 月 31 日（建設安全週間 10 月 25 日～10 月 31 日）

STOP!労働災害　**リスクアセスメントを実施しよう！**

建設業における月別死傷者数の推移
（令和３年～令和７年）

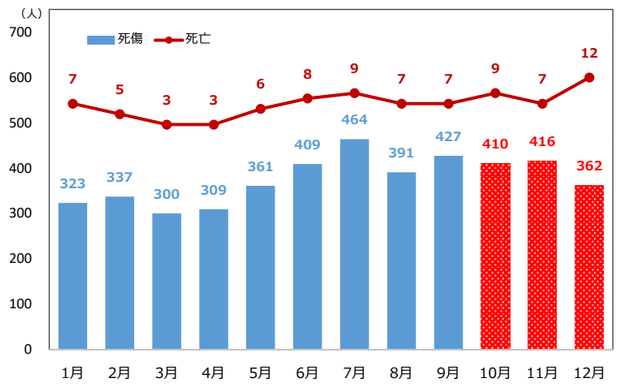

建設業における月別死亡災害発生状況
（令和３年～令和７年）

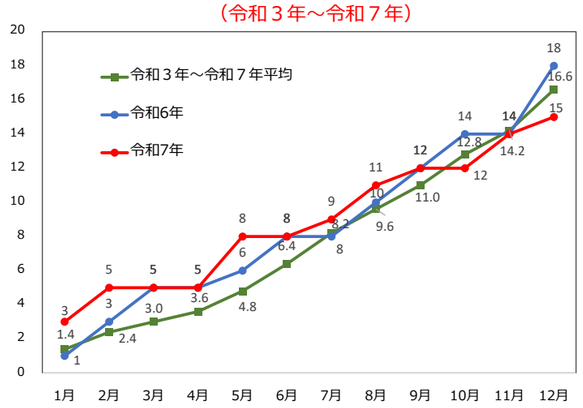

建設業における事故の型別労働災害発生状況
（令和３年～令和７年）

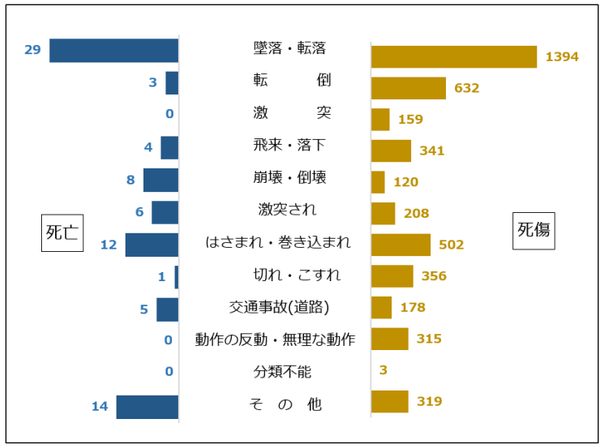

建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
令和３年～令和７年（各年 10 月～12 月）

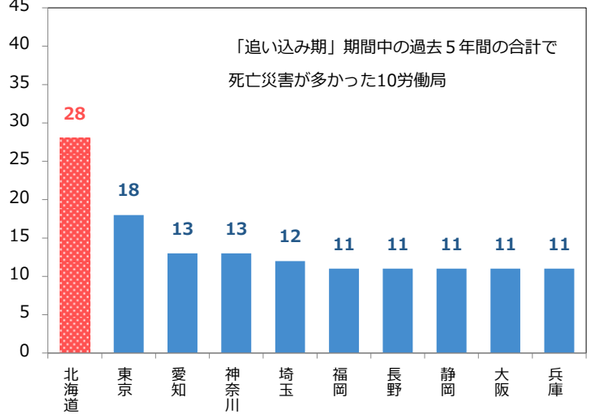

建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

重点実施事項等

- **墜落・転落災害防止対策**
- **重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）**
- **崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）**
- **交通労働災害防止対策**
- **有害物による中毒等予防対策（一酸化炭素、化学物質、酸欠・硫化水素）**
- **火災防止対策**

厚生労働省 **北海道労働局 ・ 労働基準監督署（支署）**